



島根県報

平成20年7月31日(木)

号外第98号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課)

公布された条例等のあらまし

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則(規則第59号)

1 規則の概要

- (1) 母子生活支援施設における母子保護の実施並びに里親への委託及び乳児院等への入所の措置に係る費用の徴収額についての世帯の階層区分の改正(別表第2関係)
- (2) 助産の実施に係る費用の徴収額についての世帯の階層区分の改正(別表第3関係)
- (3) 乳児院への短期入所措置に係る費用の徴収額についての世帯の階層区分の改正(別表第4関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年8月1日から施行することとした。

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月31日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第59号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則(昭和62年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給者」を加える。

別表第2中「及び母子生活支援施設」を「、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部」に改め、「(単給世帯含む。）」を「(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」に、

30,000円以下	
30,001円から	80,000円まで
80,001円から	140,000円まで
140,001円から	280,000円まで

15,000円以下	
15,001円から	40,000円まで
40,001円から	70,000円まで
70,001円から	183,000円まで

280,001円から 500,000円まで
500,001円から 800,000円まで
800,001円から1,160,000円まで
1,160,001円から1,650,000円まで
1,650,001円から2,260,000円まで
2,260,001円から3,000,000円まで
3,000,001円から3,960,000円まで
3,960,001円から5,030,000円まで
5,030,001円から6,270,000円まで
6,270,001円以上

を

183,001円から 403,000円まで
403,001円から 703,000円まで
703,001円から1,078,000円まで
1,078,001円から1,632,000円まで
1,632,001円から2,303,000円まで
2,303,001円から3,117,000円まで
3,117,001円から4,173,000円まで
4,173,001円から5,334,000円まで
5,334,001円から6,674,000円まで
6,674,001円以上

に改め、同表の備考の1中「及び同法

附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表の備考の2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表の備考の2の(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項

別表第2の備考の8の(3)中「これらの者」を「児童若しくは者、児童福祉法第24条の2の規定により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者」に改め、同表の備考の8の(3)に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第2の備考に次のように加える。

9 里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収は、次の算式により日額を徴収する。

算式 徴収金基準額 ÷ 当該月における施設の開所日数 × 当該月において施設に通所した日数

（注） 10円未満の端数は、切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

別表第3中「含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表中「16,800円」を「8,400円」に改め、同表の備考の3中「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表の備考の4中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、同表の備考の4の(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項

別表第3の備考の4の(3)中「（平成10年法律第23号）」を削り、同表の備考の7の(3)中「これらの者」を「児童若しくは者、児童福祉法第24条の2の規定により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者」に改め、同表備考の7の(3)に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第4中「含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に

よる支援給付受給世帯」を加え、

120,000円以下
120,001円から 6,270,000円まで
6,270,001円以上

を

60,000円以下
60,001円から 6,674,000円まで
6,674,001円以上

に改め、同表の備考の2中

「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、同表の備考の 2 の(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第 1 項から第 3 項まで、第41条の 2、第41条の19の 2 第 1 項及び第41条の19の 3 第 1 項別表第 4 の備考の 2 の(3)中「(平成10年法律第23号)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成20年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法第56条第 2 項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定は、平成20年 8 月分以後の費用徴収について適用し、同年 7 月分以前の費用徴収については、なお従前の例による。

